AKAIHANE KYODO BOKIN
www.akaihane.or.jp

あなたが築いた大切な資産を社会のために役立てます

～遺贈・相続・香典寄付のご案内～

社会福祉法人　福井県共同募金会

～遺贈寄付について～

あなたのご遺志を福祉に。

近年、長年のご努力で築きあげた資産を、社会のために有効に使いたい、という方が増えています。自分の遺産を社会的に有意義な事業に使ってほしいと遺言書に残しておくと、法律にもとづく法定相続人とは別に、ご自分の意思を生かすことができます。
このように遺言書を作り、後々にわたっても、ご自身で築かれた財産を特定の人や団体に与えたり、寄付したりすることを「遺贈」といいます。
遺言書には、「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、いずれも法律で方式が定められております。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概　　要	○ 公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	○ 全文と日付および氏名を自書し、押印します。 ○ 遺言者がご逝去された後、家庭裁判所の検認が必要です。
保管場所	○ 原文は公証人役場で保管され、ご自分と遺言執行者等で正本・謄本を保管します。	○ 保管は自らの責任で行います。
優れた点	○ 公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠性も高く無効になる恐れはほとんどありません。 ○ 偽造、変造、紛失の恐れがありません。 ○「検認手続」なしで執行できます。	○ 誰にも知られずに作成できます。 ○ 費用がほとんど発生しません。 ○ 作成替えが容易です。 ○ 証人の捺印が不要です。
ご留意いただく点	○ 証人2人の立会いが必要となります。 ○ 費用が発生します。（遺贈財産により異なりますが、およそ3万円から10万円です。）	○ 家庭裁判所で「検認手続」が必要です。 ○ 遺言の要件を満たしていないと無効になる等、形式の不備や内容が不明確になりやすく、後日トラブルが発生する可能性があります。 ○ 偽造、変造、隠匿のおそれがあります。 ○ 発見されない可能性や発見が遅れる可能性があります。

1．名称

遺贈先の名称として「社会福祉法人福井県共同募金会」とご記載ください。

2．遺留分

遺留分とは、法定相続人に保障されている最低限の相続分です。ご遺族の方とのトラブルを防ぐ意味においても、ご寄付いただく金額は遺留分を侵害しない範囲でご指定ください。

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分			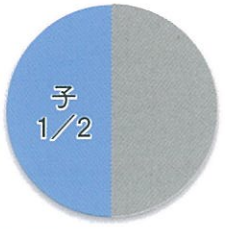

2．不動産・有価証券での寄付

不動産や有価証券は遺言執行者が現金化（換価処分）する旨をご記載ください。

平成○○年○月○日

遺言公正証書

公証人は遺言者○○○○の嘱託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条　遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者をして換価させたうえ、その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を、社会福祉法人福井県共同募金会（福井県福井市光陽2丁目3－22）に遺贈する。
（遺贈する財産の表示）
1、　○○○○
2、　○○○○

第2条　遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。
（遺言執行者の表示）
弁護士　○○○○

前期遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印する。

（遺言者、証人2人署名押印）
遺言者　○○○○　㊞
証　人　○○○○　㊞
証　人　○○○○　㊞

この証書は平成○○年○○月○○日、当役場において、民法 969 条1号ないし4号の方式により作成し、同上第5号に基づいて次に署名押印する。

○○市○○丁目○番○号
○○法務局所属
公証人○○○○　㊞

遺言公正証書への記載例

～相続寄付について～

故人のご遺志を、福祉に。

故人のご遺志や想いを引き継ぎ、ご遺族の皆様からいただく相続財産の一部は、地域社会の支援を必要とされている方々に役立てていただく寄付です。故人やご遺族の地域社会に貢献したいとのお気持ちを活かす寄付として利用されています。

ご寄付から相続税の申告までの流れ

ご逝去

相続の開始

→

ご遺族より福井県共同募金会へ寄付

差し支えない範囲で、故人様のご遺志、またはご遺族の方による同意など、ご寄付への経緯などについてお知らせください。

↓

領収書の送付

福井県共同募金会から領収書を送付します。入金の確認から領収書の送付まで約2週間を要します。

→

相続税の申告

10ヶ月以内に福井県共同募金会にご寄付いただき、領収書を添付して申告いただくと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

～香典などの寄付について～

香典返しで社会に役立てる。

ご葬儀などで香典をいただいた方々への「香典返し」にかえて、福井県共同募金会にご寄付いただく方法です。故人やご遺族が地域社会へ抱いている想いを、生前故人とご縁があった方々と分かち合っていただくことができます。

香典返しにかえて、ご寄付いただいた場合は、ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」を福井県共同募金会でご用意します。